

## 外貨管理改革を更に推進し、真実性・合法性審査を

### 完備することについての通知

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2017年1月26日、国家外貨管理局は「外貨管理改革を更に推進し、真実性・合法性審査を完備することについての通知」(匯発[2017]3号、以下「本通知」)を公布しました。行政簡素化、権限委託、政府の職能改善を更に推進することによって、制度性の取引コストを低減し、貿易投資の利便化を促進することを目的としています。本通知は公布日より施行されています。

#### 1. 政策の背景

近年、外貨管理局は行政簡素化、権限委託、外貨管理改革に注力し、金融サービスが実体経済の改革と発展を促すよう、外貨管理制度と規制システムを整備してきました。2016年7月より、中国における外貨準備高の減少や、一部のエリアにおけるクロスボーダー資本流出入の不均衡といった事象が発生し、外貨管理総局は業務の重点を外貨市場秩序の保護・クロスボーダー資金流動リスクの防止に移してきました。

今回、本通知が公布された背景は、域内外貨市場の対外開放における貿易投資利便化を中心に、重点領域の改革を引続き推進することが狙いとなります。また、新たな情勢におけるクロスボーダー資本流動管理システムを整備することも狙いとしています。改革開放を堅持しつつ、新政策を用いて一部のリスクをヘッジし、クロスボーダー資金流動リスクをコントロールすることで、金融環境の安定した発展を実現します。

#### 2. 政策の内容

##### (1)本通知公布による変化

本通知の公布によって、域内外貨借入の元転範囲拡大、一部の外貨非居住者域内外貨口座(NRA)における人民元転許容、配当金対外支払、域外投資、域外貸付等の業務の規範化が発表されています。本通知公布前後の政策の比較については、以下図表1をご参照下さい。

【図表1】本通知公布前後の政策比較

	従来	本通知(公布・実施日:2017年1月26日)
域内外貨借入	輸出荷為替、パッキングクレジットを除き、域内における外貨借入を元転して使用することは不可(匯発[2002]125号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 貨物貿易輸出背景がある外貨借入の人民元転を許可</li> <li>▶ 但し、輸出によって得た外貨で返済しなければならず、外貨転して返済することは原則不可</li> </ul>
内保外貨資金の域内還流の許可	外管局からの批准がなければ、内保外貨資金の域内還流は不可(匯発[2014]29号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 内保外貨資金の域内還流が可能</li> <li>▶ 還流方法:域内に向けた貸出(外債)や株式投資等</li> </ul>
非居住者域内外貨口座(NRA)の元転	外管局からの批准がなければ、外貨 NRA 口座内の資金は元転不可(匯発[2009]29号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 自由貿易試験区において、区内銀行にて開設された非居住者外貨預金口座内の資金を元転可能</li> <li>▶ 元転して域内で使用する場合、域内銀行がエビデンスを審査を実施しなければならない</li> </ul>

<p><b>配当金の対外支払</b></p>	<p>外貨管理局による、前年度損失分を填補しなければならないとの明確な規定は無し</p>	<p>▶ 会社法等に基づき、域内機構は配当実施前に<b>前年度の損失分を先に填補</b>しなければならない旨を明確化</p>
<p><b>域外貸付</b></p>	<p>▶ 外貨管理局による、人民元建域外貸付残高についての明確な規定無し ▶ 所有権権益:直近の監査報告書ベース(銀発[2016]306号)</p>	<p>▶ 外貨管理局により、人民元・外貨の全面的な域外貸付管理を実施する旨を明確化 ▶ 人民元・外貨域外貸付残高合計は<b>直近年度の監査報告書に記載されている所有者権益の30%</b>を超えてはならない</p>

**(2)政策動向の整理**

**政策動向① 企業の人民元転奨励、資金還流の拡大、貿易投資利便化のレベルアップ(4項目の措置)**

**(i)域内における外貨借入の元転範囲拡大**

- ▶ リスクコントロール可能であることを前提に、貨物貿易輸出背景がある域内外貨貸付の人民元転を許可する
- ▶ 既に元転して使用されている外貨借入は、貿易輸出で受取る外貨資金をもって返済しなければならず、原則、外貨転しての返済は認めない
- ▶ 外貨管理局の正式解釈によれば、元転可能な資金は以下の資金:L/C、入金委託項目の信用証、委託項目下の輸出荷為替、輸出手形割引、輸出商業発票手形割引、輸出ファクタリング、フォーフェイティング、POファイナンス、協議融資、輸出海外代付、パッキングクレジット等貨物貿易輸出背景がある域内外貨貸付
- ▶ 【目的】人民元転業務を奨励し、貿易投資の利便化を進める

**(ii)内保外貸項目下の資金の域内還流を許可**

- ▶ 債務者は域内に向けた貸出や株式投資等の方法を通して、担保項目下の資金を直接もしくは間接的に域内まで還流し、使用することが可能
- ▶ 【目的】域内外における市場を活用し、調達難、融資コスト増加の問題解決に繋げる

**(iii)域内銀行が国際外貨資金メイン口座を通じて吸い上げた預金の域内運用比率向上**

- ▶ 域内運用比率を前6ヶ月の毎日の平均残高の50%以下から100%以下に調整可能、域内の運用資金は銀行の短期外債残高指標を占有しない
- ▶ 【目的】国際外貨資金メイン口座の機能を最適化し、資金運用手段を増加させる

**(iv)自由貿易試験区内の銀行にて開設される外貨NRA口座内資金を人民元転可能**

- ▶ 人民元転が可能、人民元転後域内で使用する場合、域内銀行は関連規制に基づいて有効な商業証書やエビデンスを審査しなければならない
- ▶ 【目的】人民元転を奨励、貿易投資利便化を進め、オフショア金融改革パイロットを推進する

**政策動向② 流出業務を規範化し、予防リスクをコントロール(5項目の措置)**

**(i)「輸出者と外貨入金先が同名義、輸入者と外貨支払人が同名義」という原則の強調**

- ▶ 「輸出者と外貨入金先が同名義、輸入者と外貨支払人が同名義」という原則を再度強調、遅滞無く外貨入金業務を取扱う。条件に合致する外貨出入金単位と輸出入単位が一致しない状況においては、所在地外貨管理局において、企業は主体の変更手続を行う
- ▶ 【目的】外貨市場を規範化し、リスク業務を選別、コントロールする

**(ii) 経常項目外貨収入域外預入統計の完備**

- 域内機構が各種要因で輸出収入やサービス貿易収入を既に域外に預け、関連規制に基づいて外貨管理関連登録備案手続き、情報の報告送付を行っていない場合、本通知公布より一ヶ月以内に関連情報を自発的に報告しなければならない
- 上記の報告が漏れた場合、もしくは登記が漏れた場合、罰則が与えられる可能性がある
- 【目的】域外の資金規模を把握し、経常項目外貨収入域外預入を規範化する

**(iii) 直接投資の外貨配当管理政策の持続的な執行、完備**

- 域内機構が配当を実施する前に、「公司法」に則って前年度の損失を先に填補しなければならない。5万米ドル以上(5万米ドルを含まない)の配当業務を行う際、銀行側が関連エビデンスを審査しなければならない
- 要求されるエビデンスは従来と変更なし
- 【目的】流出業務を規範化し、真実性・合法性のある業務を保証する

**(iv) 域外直接投資の真実性、合法性審査の強化**

- 域内機構は域外直接投資登記と資金流出の手続を行う際、以下のエビデンスが追加で要求される銀行に対する投資資金の原資と資金用途(使用計画)の説明、董事会決議(あるいはパートナーの決議)、契約あるいはその他真実性を証明できる資料
- 【目的】流出業務を規範化し、クロスボーダー流動リスクを予防し、コントロールする

**(v) 人民元・外貨の全範囲域外貸付管理の実施**

- 域内機構が域外貸付業務を取扱う際、人民元域外貸付残高と外貨域外貸付残高の合計が前年度監査済財務報告書に記載されている所有者權益の30%を超えてはならない
- 【目的】流出業務を規範化し、クロスボーダー流動リスクを予防し、コントロールする

**3. 企業への影響**

本通知の公布により、外貨貸付の元転範囲が拡大されました。また、内保外貨の資金還流を初めて解禁しており、域内企業の調達手段が多様化しています。調達が困難な企業、調達金利が高い企業への対応策となる可能性があります。また、本通知はクロスボーダー業務の真実性・合法性審査の必要性を再度強調し、クロスボーダー資金流動、人民元・外貨一体化管理を段階的に完備することを目指しています。直近で、関連業務を展開する予定がある場合は、必要資料の事前準備を行うことをお勧めします。引続き、本通知に関わる当局の解釈、実務運用状況をフォローの上、随時展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p><b>国家外汇管理局关于进一步推进外汇管理改革完善真实合规性审核的通知</b></p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各中资外汇指定银行：</p> <p>为进一步深入推进外汇管理改革，简政放权，支持实体经济发展，促进贸易投资便利化，建立健全宏观审慎管理框架下的资本流动管理体系，现就有关措施通知如下：</p> <p>一、扩大境内外汇贷款结汇范围。允许具有货物贸易出口背景的境内外汇贷款办理结汇。境内机构应以货物贸易出口收汇资金偿还，原则上不允许购汇偿还。</p> <p>二、允许内保外贷项下资金调回境内使用。债务人可通过向境内进行放贷、股权投资等方式将担保项下资金直接或间接调回境内使用。银行发生内保外贷担保履约的，相关结售汇纳入银行自身结售汇管理。</p> <p>三、进一步便利跨国公司外汇资金集中运营管理。境内银行通过国际外汇资金主账户吸收的存款，按照宏观审慎管理原则，可境内运用比例由不超过前六个月日均存款余额的50%调整为100%；境内运用资金不占用银行短期外债余额指标。</p> <p>四、允许自由贸易试验区内境外机构境内外汇账户结汇。结汇后汇入境内使用的，境内银行应当按照跨境交易相关规定，审核境内机构和境内个人有效商业单据和凭证后办理。</p> <p>五、进一步规范货物贸易外汇管理。境内机</p>	<p><b>外貨管理改革を更に推進し、真实性・合法性審査を完備することについての通知</b></p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深セン、大連、青島、アモイ、寧波市分局、各中資外貨の指定銀行</p> <p>外貨管理改革、政務簡素化、権限委譲を更に推進し、実体経済発展を支持し、貿易投資利便化を促進するために、マクロブルーデンス管理スキームに基づき資本流動管理システムを確立する。関連措置を以下の通り通知する。</p> <p>一、域内における外貨貸付の元転範囲を拡大する。貨物貿易輸出の背景がある域内外貨貸付を元転することを許可する。域内機構は貿易輸出で受取る外貨資金をもって返済しなければならず、原則、外貨転しての返済は認めない。</p> <p>二、内保外貸項目下の資金を域内に還流することを許可する。債務者は域内に向けた貸出や株式投資等の方法を通して、担保項目下の資金を直接もしくは間接的に域内まで還流し、使用することができる。銀行は、内保外貸業務の担保契約履行が発生した場合、関連の為替決済を銀行自身の為替決済管理に入れる。</p> <p>三、多国籍企業の外貨資金集中運営管理をより利便化する。域内銀行は国際外貨資金メイン口座を通じて吸い上げられた預金はマクロブルーデンス管理原則に基づき、域内運用比率を前6ヶ月の毎日平均残高の50%以下から100%以下に調整できる。域内の運用資金は銀行の短期外債残高指標を占有しない。</p> <p>四、自由貿易試験区内の域外機構域内外貨口座において元転することを許可する。元転後域内で使用する場合、域内銀行はクロスボーダー取引関連規制に基づいて域内機構、域内個人の有効な商業証書やエビデンスを審査した後、取扱わなければならない。</p> <p>五、貨物貿易外貨管理をさらに規範化する。域内機構は「輸</p>



构应当按照“谁出口谁收汇、谁进口谁付汇”原则办理贸易外汇收支业务，及时办理收汇业务，外汇局另有规定除外。

六、完善经常项目外汇收入存放境外统计。境内机构因各种原因已将出口收入或服务贸易收入留存境外，但未按《国家外汇管理局关于印发货物贸易外汇管理法规有关问题的通知》（汇发〔2012〕38号）、《国家外汇管理局关于印发服务贸易外汇管理法规的通知》（汇发〔2013〕30号）等办理外汇管理相关登记备案手续或报送信息的，应于本通知发布之日起一个月内主动报告相关信息。

七、继续执行并完善直接投资外汇利润汇出管理政策。银行为境内机构办理等值5万美元以上（不含）利润汇出业务，应按真实交易原则审核与本次利润汇出相关的董事会利润分配决议（或合伙人利润分配决议）、税务备案表原件、经审计的财务报表，并在相关税务备案表原件上加章签注本次汇出金额和汇出日期。境内机构利润汇出前应先依法弥补以前年度亏损。

八、加强境外直接投资真实性、合规性审核。境内机构办理境外直接投资登记和资金汇出手续时，除应按规定提交相关审核材料外，还应向银行说明投资资金来源与资金用途（使用计划）情况，提供董事会决议（或合伙人决议）、合同或其他真实性证明材料。银行按照展业原则加强真实性、合规性审核。

九、实施本外币全口径境外放款管理。境内机构办理境外放款业务，本币境外放款余额与外币境外放款余额合计最高不得超过其上年度经审计财务报表中所有者权益的30%。

十、违反本通知规定的，由外汇局根据《中

出者与外货入金先为同名義、輸入者と外貨支払人が同名義」の原則に基づき、貿易外貨収支業務を取扱わなければならない。外貨管理局が別途規定した場合を除き、遅滞無く外貨入金業務を行わなければならない。

六、經常項目外貨収入域外預入統計を完備する。域内機構が各種要因で輸出収入やサービス貿易収入を既に域外に預け、まだ「国家外貨管理局 貨物貿易外貨管理規制に関する問題を印発することに関する通知」（匯發[2012]38号）、「国家外貨管理局 サービス貿易外貨管理規制を印発することに関する通知」（匯發[2013]30号）等に基づいて外貨管理関連登録備案手続き、情報の報告送付を行っていない場合、本通知公布より一ヶ月以内に関連情報を自発的に報告しなければならない。

七、直接投資の外貨配当管理政策を持続的に執行、完備する。銀行は域内機構のために、5万米ドル以上（5万米ドルを含まない）の配当業務を行う際、真実取引原則に基づいて今回の配当に関連する董事会配当分配決議（あるいはパートナーによる利潤分配決議）、税務備案表原本、監査済財務報告書を審査しなければならない。併せて関連する税務備案表原本に、今回の配当金額、配当実施日を明記し、サインしなければならない。域内機構が配当を実施する前に、法律に則って前年度の損失を先に填補しなければならない。

八、域外直接投資の真実性、合法性の審査を強化する。域内機構は域外直接投資登記と資金流出の手続を行う際、規定に基づいて提出しなければならない関連審査資料を除き、銀行に対し、投資資金の原資と資金用途（使用計画）を説明しなければならない。銀行は展業三原則に基づいて真実性及び合法性の審査を強化する。

九、人民元・外貨の全範囲域外貸付管理を実施する。域内機構が域外貸付業務を取扱う際、人民元域外貸付残高と外貨域外貸付残高の合計が前年度監査済財務報告書に記載されている所有者權益の30%を超えてはならない。

十、本通知に違反する場合、外貨管理局によって「中華人民

<p>中华人民共和国外汇管理条例》依法处罚。</p> <p>十一、本通知自发布之日起施行，由国家外汇管理局负责解释。外汇局将定期评估政策实施效果，根据国际收支形势对政策进行调整。以前规定与本通知内容不一致的，以本通知为准。</p> <p>各分局、外汇管理部接到本通知后，应尽快转发辖内中心支局、支局和外汇指定银行，并认真遵照执行。</p>	<p>共和国外貨管理条例」に基づいて処罰する。</p> <p>十一、本通知は公布日より施行し、国家外貨管理局は解釈に責任を負う。外貨管理局は政策実施効果を定期的に評価し、国際収支情勢に基づいて政策を調整する。従来の規定が本通知と一致しない場合、本通知を基準とする。</p> <p>各分局、外貨管理部は本通知を受取った後、管轄内のセンター支店、支店、外貨指定銀行に迅速に転送し、あわせて真剣に執行しなければならない。</p>
---	---

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室